

○愛東町教育集会所設置条例

(平成4年6月25日
条例第12号)

愛東町立教育集会所設置条例(昭和51年条例第24号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 この条例は、基本的な人権尊重の精神にのっとり、町民の生活、文化の向上および社会福祉の増進を図るため教育集会所を設置する。

(名称および位置)

第2条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 愛東町教育集会所梅林会館
位置 愛東町大字梅林217番地

(事業)

第3条 愛東町教育集会所梅林会館(以下「教育集会所」という。)は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育文化の向上に関する事
- (2) 社会教育、福祉等各種団体の指導育成に関する事
- (3) 講座および学習会に関する事
- (4) 図書および資料を備えその利用を図る事
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(使用料)

第4条 教育集会所の使用料は、別表のとおりとする。

(運営委員会)

第5条 教育集会所の円滑な運営を図るため、地域総合センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

Ｄ 〔愛東町②〕 三七八七

別表 (第4条関係)

教育集会所使用料

(単位：円)

時間	9 : 00 12 : 00	12 : 00 17 : 00	17 : 00 22 : 00	9 : 00 17 : 00	12 : 00 22 : 00	9 : 00 17 : 00
室名						
研修室	800	1,000	1,200	1,800	2,000	2,800
教養室	400	600	800	1,000	1,400	1,800

Ｄ 〔愛東町②〕 三七八八